

会 議 録

会議の名称	第2回行田市人権施策推進審議会
開催日時	平成30年10月24日(水) 開会；14時00分・閉会；14時58分
開催場所	行田市役所 306会議室
出席者(委員) 氏名	島田英男、松本忠夫、大野久江、木村友子、山崎孝子、小暮福三、 佐々木久二、永野修之、島田ユミ子、清水威男、高鳥和子、 高橋榮美、中居武司、松岡洋行
欠席者(委員) 氏名	
事務局	村上主幹、加村主幹、内田総務部次長兼人権推進課長、 松本主査、杉山主任
会議内容	(1) 行田市人権施策推進基本方針(案)について (2) 行田市人権教育基本方針(案)について (3) 行田市同和行政基本方針(案)について (4) 行田市同和教育基本方針(案)について
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回行田市人権施策推進審議会次第</li> <li>・行田市人権施策推進審議会委員名簿</li> <li>・第2回行田市人権施策推進審議会座席配置表</li> <li>・「議題(1)」行田市人権施策推進基本方針 新旧対照表</li> <li>・「議題(2)」行田市人権教育基本方針 新旧対照表</li> <li>・「議題(3)」行田市同和行政基本方針 新旧対照表</li> <li>・「議題(4)」行田市同和教育基本方針 新旧対照表</li> </ul>
その他必要 事項	なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司会	<p>1 開会</p>
	<p>2 あいさつ</p>
	<p>永野会長</p>
	<p>3 議題</p>
	<p>次に、議題に入るが、行田市人権施策推進審議会条例第6条</p>
	<p>第1項で「会議は、会長が議長となる。」と規定されている。会</p>
	<p>長に議長をお願いする。</p>
議長	<p>規定に基づき、しばらくの間、議長を務める。委員の皆様</p>
	<p>のご協力をお願いする。</p>
	<p>それでは、議事に入る。</p>
	<p>初めに、「(1) 行田市人権施策推進基本方針（案）について」</p>
	<p>を事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>（資料「行田市人権施策推進基本方針 新旧対照表」により説</p>
	<p>明。）</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。</p>
	<p>（意見、質問なし）</p>
議長	<p>次に、「(2) 行田市人権教育基本方針（案）について」を事</p>
	<p>務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>（資料「行田市人権教育基本方針 新旧対照表」により説明。）</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。</p>
松岡委員	<p>資料8ページの「3 高齢者」の「(1) 高齢者」の文中に「財</p>
	<p>産奪取」とあるが、「議題(1) 人権施策推進基本方針」では「振</p>
	<p>り込め詐欺や悪質な訪問販売」とされており、統一されていな</p>
	<p>い。</p>
事務局	<p>人権施策推進基本方針に合わせ、表現を統一する。</p>
議長	<p>他に、何かご意見、ご質問はあるか。</p>
	<p>（意見、質問なし）</p>
議長	<p>次に、「(3) 行田市同和行政基本方針（案）について」を事</p>
	<p>務局に説明を求める。</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	（資料「行田市同和行政基本方針 新旧対照表」により説明。）
議長	事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。
	（意見、質問なし）
議長	次に、「（４）行田市同和教育基本方針（案）について」を事務局に説明を求める。
事務局	（資料「行田市同和教育基本方針 新旧対照表」により説明。）
議長	事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。
	（意見、質問なし）
議長	以上をもって、本日の議事は終了した。ご協力ありがとうございます。
	これをもって、議長の職を解かせていただく。
司会	最後にお知らせがある。
	本日、配布した資料について、ご意見やご質問があれば、
	11月2日（金）までに人権推進課へご連絡をお願いします。
	また、次回の第3回審議会については、11月13日（火）
	に開催予定である。決定後、文書を送付するので、出席をお願いしたい。
	7 閉会